

各有資格業者代表者様

広島市長 松井 一實

経理適正化の取組について（お知らせ）

本市では、平成22年度に、物品の購入等に係る経理処理に関する全庁的な総点検を実施した結果、以下の類型の不適正な経理処理が行われていたことが判明しました。

こうした事態を受け、現在、本市におきましては、不適正な経理処理を根絶するため、経理適正化の取組を推進しています。

については、各有資格業者の皆様におかれましても、本市職員からの不適正な経理処理に関する働きかけによる契約は拒否されますようお願いいたします。

なお、今後の物品の納入等にあたり、不適正な経理処理への関与が認められた業者に対しては、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱別表第24号等の規定により、不正又は不誠実な行為等として1か月以上12か月以内の範囲内で指名停止措置を行うなど、厳しい措置を講じることとなりますので、ご留意ください。

＜不適正な経理処理の類型＞

1 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これをを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

2 一括払

支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、隨時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの

3 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

4 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

5 前年度納入

物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

【お問い合わせ先】

財政局契約部物品契約課

電話（直通） 082-504-2083